

# 共済手続における書面・押印・対面 見直し状況について

令和3年6月3日

財務省主計局給与共済課

# 行政手続の書面・押印・対面見直しに関する閣議決定等

## 経済財政諮問会議（令和2年4月27日）における総理指示

「テレワークの推進に向けて、押印や書面提出等の制度・慣行の見直しについて、緊急の対応措置を規制改革推進会議で早急に方針を取りまとめ、IT総合戦略本部と連携しつつ、着手できるものから順次実行していただきたい。

## 経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定）

### 第3章 「新たな日常」の実現

#### 1. 「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備

（デジタルニューディール）

##### （4）変化を加速するための制度・慣行の見直し

##### ①書面・押印・対面主義からの脱却等

書面・押印・対面を前提とした我が国の制度・慣行を見直し、実際に足を運ばなくても手続できるリモート社会の実現に向けて取り組む。このため、全ての行政手続を対象に見直しを行い、原則として書面・押印・対面を不要とし、デジタルで完結できるよう見直す。また、押印についての法的な考え方の整理などを通じて、民間の商慣行等についても、官民一体となって改革を推進する。行政手続について、所管省庁が大胆にオンライン利用率を引き上げる目標を設定し、利用率向上に取り組み、目標に基づき進捗管理を行う。

## 規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）

### 6. デジタルガバメント分野

#### （3）新たな取組

#### 6 行政手続における書面規制・押印・対面規制の抜本的な見直し

各府省は、緊急対応として、所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの（以下「見直し対象手続」という。）について、優先順位の高いものから順次、規制改革推進会議が提示する基準に従い、必要な措置を講じるとともに、その周知を行う。

各府省は、緊急対応を行った手続だけでなく、原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う。各府省の対応状況は、行政手続等の棚卸調査を実施するIT総合戦略本部と連携して、今年度末までに明らかになるようにする。この場合において、年内の対応が困難なものについては、見直しの方針を明らかにした上で必要な取組を行う。

また、各府省及び独立行政法人は、会計手続、人事手続その他の内部手続について書面・押印・対面の見直しを行い、行政改革推進本部事務局は、見直し結果について年内を目途にフォローアップを行う。

# 国家公務員共済組合法令に規定する申請・届出における書面・押印・対面見直しの概要

## 【押印】

### ○法令に規定する申請・届出について

- ・法令上押印を求めている手続はない。
- ・各省各庁共済組合及び国家公務員共済組合連合会の内部規程上、各種様式に押印欄が存在。  
⇒令和2年中に、内部規定を改正し押印を廃止済。

### ○法令に規定のない申請・届出について（福祉事業）

- ・共済貸付の申請書等について、申請者の押印欄が存在。  
⇒貸し倒れに係る損害保険との関係で押印を存続するが、今後、民間における同様の契約の動向次第で廃止を検討。

## 【書面・対面】

### ○長期給付（年金）に関する手続き（年金受給者等から国家公務員共済組合連合会への申請・届出）について

- ・今後、日本年金機構等と連携を図りながらマイナポータルやe-GOVを活用したオンライン化を検討。

### ○短期給付（医療）及び福祉事業に関する手続き（共済組合員等から各省各庁共済組合への申請・届出）について

- ・令和2年中にID・PWにより職員認証可能な職場メールにより受け付けられる体制を整備済みであり、今後、e-GOVを活用したオンライン化を検討。